

台風 19 号による被害状況と支援策について

佐久穂町総合政策課
令和元年 10 月 24 日発行

【本広報の趣旨】

先日の台風 19 号によって佐久穂町は大きなダメージを受けました。大きく被災し、現時点で、まだ家に帰れない方もいらっしゃいます。被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回は通常の広報さくほの配布を見送り、台風の傷跡から、経済的に、精神的に立ち直っていくための情報を掲載した特別号を作成し、配布させていただきます。なお、通常の広報さくほ 10 月号は、11 月上旬に各ご家庭に配布する予定です。

【台風 19 号による佐久穂町の被害状況】

10 月 12 日（土）、台風 19 号によって佐久穂町には年間降雨量の半分に匹敵するような大雨が降り、千曲川東側に位置する大日向地区、余地地区には大きな傷跡を残しました。

現時点で分かっている情報として、

全壊した家屋（流出含む）2 軒、

土台流出した家屋は 10 軒 小屋は 4 軒

土砂流入した家屋は 41 軒、小屋は 7 軒

停電した家屋は 2,300 軒程度、断水した家屋は 940 軒程度

また台風当日に避難された方は、1,000 名程度でした。

道路、水路、田畑、山林も大きな被害を受けましたが、まだ被害状況を全てまとめきれておりません。



写真左上 大日向地区で崩落した道路

写真右上 国道 141 沿いで護岸が崩落

写真左下 余地地区で川が溢れ道路が流される

【各種支援制度】

被災者支援制度につきましてまとめましたので、ご覧ください。

項目	内容	担当課・連絡先
罹災証明書	「罹災証明書」は、災害により家屋の被害にあわれた方に対し、被災者の申請により交付する証明書になります。被害にあわれた方のお宅に職員がお伺いし、現場確認（写真撮影）を行い、その後交付の手続きとなります。 ※罹災証明書があることによって、各種公的支援や民間支援を受けられることがあります	住民税務課 86-2526
住宅の応急修理	災害により、半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態などに、応急修理費用が対象となる場合があります。	【調整中】
障害福祉サービス料の減免	災害等により、経済的に困難を生じた利用者について、サービス利用料等の自己負担分が減免となる場合があります。	健康福祉課 86-2528
災害見舞金	被災等により、家屋（住宅等）に全壊、流失、埋没、半壊、床上浸水、床上土砂流入の被害を受けた方へ見舞金を交付します。	健康福祉課 86-2528
寝具その他生活必需品の供与	生活上必要な被服、寝具その他生活必需品の供与ができます。該当の要件あり：損壊の状態や世帯人数、季節により供与額の違いがあります。	健康福祉課 86-2528
町営住宅等への一時的な入居	被災者で住宅に困窮している方は、一時的に町営住宅等へ入居することができます。	健康福祉課 86-2528
介護保険利用者負担金の一部減免・猶予	災害により、経済的に困難を生じたり、資産を損失したりした被保険者が、居宅サービス、施設サービス等に必要としたときの一部負担金が減免・猶予となります場合があります。	健康福祉課 86-2528
介護保険料の減免・猶予	災害等により、経済的に困難を生じたり、資産を損失したりした被保険者について、保険料が減免・猶予となる場合があります。	健康福祉課 86-2528
町税の減免等	災害により被災された方で一定の条件に該当する方は、減免等になる場合があります。 その詳細な条件について、現在精査しております。	住民税務課 税務係 86-2526
県税の減免等	災害により被災された方で一定の条件に該当する方は、減免等になる場合があります。 詳細については、右記の連絡先にご連絡ください。	東信県税事務所 0267-63-3111 (代表)
所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除	災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。 詳細については、右記の連絡先にご連絡ください。	佐久税務署 0267-67-3460 (代表)
国民健康保険一部負担金の減免・猶予	災害により、経済的に困難を生じたり、資産に被災したりした被保険者が、医療機関等を受診したときの一部負担金が減免・猶予となります場合があります。	住民税務課 国保年金係 86-2527

後期高齢者医療保険の保険料・一部負担金の減免・猶予	災害により、経済的に困難を生じたり、資産に被災したりした被保険者について、保険料や一部負担金が減免・猶予となる場合があります。	住民税務課 国保年金係 86-2527
国民年金保険料の免除	災害により、経済的に困難を生じたり、資産に被災したりした被保険者について、保険料が免除となる場合があります。	住民税務課 国保年金係 86-2527
住宅ローンなどの返済	災害の影響でローンの返済にお困りの場合、減免・減額を申し出ることができます。詳細については、右記の連絡先にご連絡ください。	ローン借入先の 金融機関等
道路占用料	災害により、道路を占有することができなくなった時は、その一部又は全部が還付される場合があります。	建設課 88-2527
保育料の減免	災害等により、経済的に困難を生じた保護者について、保育料が減免となる場合があります。	こども課 86-4940
学用品の給与	災害による住宅被害により、学用品（教科書・文房具等）を使用することができない小中高校生に対し、現物給付を行います。	こども課 86-4940
郡内入浴施設の無料サービス※	住宅被災や停電・断水で入浴が困難な方及び災害ボランティアの方について、小海町「八峰の湯」、南相木村「滝見の湯」、南牧村「灯明の湯」、川上村「ヘルシーパークかわかみ」、当町「佐久リゾートゴルフ倶楽部」の入浴無料券を配布しています。	会計室 86-2559
医療機関受診	災害等により保険証等を紛失し医療機関に提示できない場合も、通常どおり受診できます。医療機関窓口で被災した旨お伝えください。	千曲病院 86-2360
農作物の被害	台風19号により、被害を受け出荷販売できない農作物やパイプハウスの被害申告を行ってください。申告にあたり対象となる農作物やパイプハウスの写真を提出してください。写真の撮影や印刷ができない時はお知らせください。 ※現時点で具体的な支援策は決まっておりませんが、写真があればのちのち、役に立つことがあります。	産業振興課 88-2525

※八千穂高原区の八千穂山荘では、終日入浴無料と洗濯機利用をさせていただきます。また希望者には、一泊のみ無料にご宿泊いただけます。

※自衛隊による入浴サービスを午後3時から午後10時30分まで茂来館で実施しています。被災者、ボランティアの方が主ですが、一般の方も利用できます。

○受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後6時までです。

○申請の要件や必要書類、申請期間等の詳細は、各担当課等へお問い合わせください。

○その他、災害全般に関するお問い合わせは、総務課（86-2525）にお願いします。

【こころのケアについて（千曲病院内科（心療内科）田辺佳代子医師）】

いままでに体験したことのないような台風が大雨を降らせ、一晩で見慣れた風景が変わり、非日常が続いています。私たちの体と心は「いつもと違う」強い驚きが繰り返されると、ドキドキして緊張が続き、体と心が自分を守ろうというんな反応をします。直接被災された方もそうでない方も「自分の心と体を大切にすること」がとても大事な時期です。

1人1人感じ方や感じるタイミングが違いますが、以下のような症状が2日～4週間続くこともあります。大きな災害のあとは、数か月数年たっても突然思い出し症状が繰り返すのも自然な反応です。

【心】恐怖・怒り・悲しみ・不安・うつ・感情がわからない・無力感・人に会いたくない・感情の波・記憶喪失・忘れやすさ・集中できない・イライラ・フラッシュバック（突然ショックを受けたその時その場にいるかのようになる）

【体】頭痛、不眠、夜中にうなされる、動きすぎる/動かない、免疫力低下、食欲がない・過食など

これらの症状は「心も体もおつかれ」というサイン。まずはサインを受け止め自分をいたわってみましょう。我慢を重ねると心身の不調が長期化しがちなので、サインがでたら早めにセルフケアをしましょう。

・セルフケアの方法

- まず心と体の声を聴く習慣を。「おはよう、調子はどう？」「おやすみ、おつかれさま」自分に声をかける
- できるだけふだん通りの生活を丁寧に送る。「食う・寝る・あそぶ」を大切に
 - 食う：炭水化物だけではなく心の栄養になるたんぱく質（卵、肉、魚、大豆など）をしっかりとる
 - 寝る：体をあたためて、伸びをして背中をほぐす。眠れないときこそアルコールは控える
 - あそぶ：自粛しがちですが、好きなことに没頭する時間を少しでもとる
- （疲れているときは）テレビなどの情報から距離を取る。心と体は、今と過去、近くと遠く、の区別がつかず、「今ここで繰り返し起きている」と勘違いしがちです
- 泣く・しゃべる・書くなど感情を体から出す。ため息は大きく吐き、深呼吸に変える
- 動いて発散。思いっきり遊ぶ、体をのばす、ジタバタする、踊る、歌う、笑う
- 眠る前や入浴の際に、お疲れの部位や胸やお臍の下（丹田）に手を当てて深く息を吐きいたわる

以上のセルフケアをやっても、災害があった日のように怖くなりドキドキする、眠れない、食欲がない、何もする気がしない、明け方に目が覚めてしまうなどの症状が一週間以上続いていたら、まずは町の保健師に相談してみてください。（健康福祉課健康づくり係 86-2528（直通））

○佐久保健福祉事務所にて相談会もあります。日程 11月8日（金）午後1時30分～

場所 佐久保健福祉事務所（佐久市跡部 65-1）相談担当者 精神科医・保健師

相談は予約制です。事前に必ず申込みをお願いします。（佐久保健福祉事務所 63-3164）